

すずかぜヘルパーステーション あさひ 訪問介護 料金表

令和6年4月 1 日現在

1 訪問介護の介護報酬に係る費用

2 級地 11.12 円

訪問介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分未満の場合	163	182	363	544	
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	244	272	543	814	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	387	431	861	1,291	
（4）所要時間1時間以上の場合	567	631	1,261	1,892	
（4）に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	82	92	183	274	
生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	179	199	398	597	
（2）所要時間45分以上の場合	220	245	490	734	
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上 の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して 25分を増すごとに)195単位を限度とする。	65	73	145	217	
緊急時訪問介護加算	100	112	223	334	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき
2人の訪問介護員等による訪問介護を行った場合	所定単位数×200/100				
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				

特定事業所加算（1月につき）	
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の100分の20
介護職員処遇改善加算（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※3	（介護報酬総単位数 ^{※1} ×24.5%） ^{※2} ×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算
 ※2 1単位未満の端数四捨五入
 ※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））
 *利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法
 単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
 *利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。
 ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（横浜市旭区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 40円
キャンセル料	実費	①訪問予定日前日19時までにキャンセルの連絡なく訪問がキャンセルになった場合（緊急やむを得ない事情は除きます）。 ②訪問介護員が訪問をしたが応答がなく安否確認の為に最大30分待機をした場合800円 ③緊急やむを得ない場合を除き、待機をしても戻らなかった場合は500円を追加で徴収します。

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

すずかぜヘルパーステーション あさひ 横浜市訪問介護相当サービス 料金表

令和6年4月 1 日現在

1 横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用 2 級地 11.12 円

横浜市訪問介護相当サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
訪問型独自サービス11 ※事業対象者、要支援1・2（週1回程度）	1,176	1,308	2,616	3,924	
訪問型独自サービス12 ※事業対象者、要支援1・2（週2回程度）	2,349	2,612	5,224	7,836	
訪問型独自サービス213 ※事業対象者、要支援2（週2回を超える程度）	3,727	4,145	8,289	12,434	
訪問型独自サービス21 ※事業対象者、要支援1・2 1月につき4回まで	287	320	639	958	1回につき
訪問型独自短時間サービス※事業対象者、要支援1・2（20分未満）※1月につき22回まで	163	182	363	544	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

介護職員処遇改善加算（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※3	（介護報酬総単位数 ^{※1} ×24.5%） ^{※2} ×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算
※2 1単位未満の端数四捨五入
※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））
*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法
単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。
ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（横浜市旭区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 40円

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

すずかぜヘルパーステーション
あさひ
横浜市訪問型生活援助サービス
料金表

令和6年4月 1 日現在

1
横浜市訪問型生活援助サービスの介護報酬に係る費用
2
級地
11.12
円

横浜市訪問型生活援助サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
生活援助サービスⅠ ※事業対象者、要支援1・2 （週1回程度）	1,058	1,177	2,353	3,530	
生活援助サービスⅡ ※事業対象者、要支援1・2 （週2回程度）	2,114	2,351	4,702	7,053	
生活援助サービスⅢ ※事業対象者、要支援2 （週2回を超える程度）	3,354	3,730	7,460	11,189	
生活援助サービスⅣ ※事業対象者、要支援1・2 （週1回程度）※1月につき4回まで	258	287	574	861	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法
単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。
ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（横浜市旭区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1 kmあたり 40円

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。